

## 令和3年筑北村議会12月定例会会議録 第1号

---

令和3年12月 3日

令和3年12月14日

## 令和3年12月筑北村議会定例会会議録目次

|                 |   |
|-----------------|---|
| ○招集告示 .....     | 1 |
| ○応招・不応招議員 ..... | 2 |

### 第 1 号 (12月3日)

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ○開 会 .....                  | 6  |
| ○議事日程の報告 .....              | 6  |
| ○会議録署名議員の指名 .....           | 6  |
| ○会期の決定 .....                | 6  |
| ○諸般の報告 .....                | 7  |
| ○村長あいさつ .....               | 7  |
| ○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... | 11 |
| ○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... | 12 |
| ○選挙第9号 .....                | 14 |
| ○議案第67号の上程、説明 .....         | 16 |
| ○議案第68号の上程、説明 .....         | 16 |
| ○議案第69号の上程、説明 .....         | 16 |
| ○議案第70号の上程、説明 .....         | 17 |
| ○議案第71号の上程、説明 .....         | 18 |
| ○議案第72号の上程、説明 .....         | 19 |
| ○議案第73号の上程、説明 .....         | 19 |
| ○議案第74号の上程、説明 .....         | 20 |
| ○議案第75号～議案第81号の上程、説明 .....  | 21 |
| ○散 会 .....                  | 22 |

令和３年筑北村告示第８４号

令和３年筑北村議会１２月定例会を次のとおり招集する。

令和３年１１月２５日

筑北村長 太 田 守 彦

１ 期 日 令和３年１２月３日（金）午前９時

２ 場 所 筑北村役場議場

## ○応招・不応招議員

### 応招議員（12名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 一之瀬 茂 幸 君 | 2 番  | 窪 寺 務 君   |
| 3 番  | 小 山 正 博 君 | 4 番  | 玉 井 玲 子 君 |
| 5 番  | 藤 原 孝 一 君 | 6 番  | 吉 池 昌 昭 君 |
| 7 番  | 宮 下 敏 彦 君 | 8 番  | 山 田 直 幸 君 |
| 9 番  | 櫻 井 新 一 君 | 10 番 | 勝 田 昇 君   |
| 11 番 | 鎌 田 欣 子 君 | 12 番 | 待 井 安 登 君 |

### 不応招議員（なし）

## 令和３年１２月筑北村議会定例会議録

### 議 事 日 程（第１号）

令和３年１２月３日（金）午前９時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 同意第 3 号 筑北村監査委員の任命について
- 日程第 6 同意第 4 号 筑北村教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 選挙第 7 号 筑北村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 議案第 67 号 筑北村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 68 号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 69 号 筑北村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 70 号 令和３年度筑北村一般会計補正予算（第５号）
- 日程第 12 議案第 71 号 令和３年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 13 議案第 72 号 令和３年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 14 議案第 73 号 令和３年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 15 議案第 74 号 令和３年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 16 議案第 75 号 筑北村草湯温泉保養センター冠着荘及び筑北村健康館の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 76 号 筑北村社会福社会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 77 号 筑北村本城生産物直売施設ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 78 号 筑北村坂北地域食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定について

日程第 2 0 議案第 7 9 号 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOXの指定管理者の指定について

日程第 2 1 議案第 8 0 号 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの指定管理者の指定について

日程第 2 2 議案第 8 1 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 2 まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番   | 一之瀬 茂 幸 君 | 2 番   | 窪 寺 務 君   |
| 3 番   | 小 山 正 博 君 | 4 番   | 玉 井 玲 子 君 |
| 5 番   | 藤 原 孝 一 君 | 6 番   | 吉 池 昌 昭 君 |
| 7 番   | 宮 下 敏 彦 君 | 8 番   | 山 田 直 幸 君 |
| 9 番   | 櫻 井 新 一 君 | 1 0 番 | 勝 田 昇 君   |
| 1 1 番 | 鎌 田 欣 子 君 | 1 2 番 | 待 井 安 登 君 |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |           |         |           |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 村 長       | 太 田 守 彦 君 | 副 村 長   | 欠 員       |
| 教 育 長     | 滝 澤 昭 文 君 | 総 務 課 長 | 山 田 充 彦 君 |
| 会 計 管 理 者 | 高 野 弥寿生 君 | 企画財政課長  | 久保村 公 雄 君 |
| 住 民 課 長   | 堀 内 克 美 君 | 産 業 課 長 | 山 田 隆 宣 君 |
| 建 設 課 長   | 宮 島 治 彦 君 | 観 光 課 長 | 中 澤 明 彦 君 |
| 教 育 次 長   | 窪 田 信 幸 君 |         |           |

事務局職員出席者

事 務 局 長    細 田 雅 義 君

---

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 定刻になりました。

これより令和3年筑北村議会12月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） 議事日程により、会議を進めます。

傍聴、写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（待井安登議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

3番 小 山 正 博 議員

4番 玉 井 玲 子 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（待井安登議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 14 日までの 12 日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 14 日までの 12 日間と決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（待井安登議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議案等は、議事日程のとおり受理しております。

請願・陳情等はお手元の資料のとおり受理をしました。なお、これらの扱いについては、資料配付といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎村長あいさつ

○議長（待井安登議員） 日程第 4、村長あいさつ。

太田村長。

○村長（太田守彦） おはようございます。

本日は議会 12 月定例会を招集しましたところ、議員全員の皆様の出席をいただき、ありがとうございます。

村政運営という重責を担うこととなり、約半月が経過いたしました。12 月定例議会の冒頭に当たり、私の所信を述べさせていただきます。最初に、3 点基本的な考え方をお話しし、その後、選挙戦で公約に掲げました 6 つの重点施策への取り組み方針について、述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは基本的な考え方の 1 点目でございます。村が抱えている最大の課題について。これは言うまでもなく、少子高齢化、人口減少への対応でございます。

私が注目する 4 つの数値、人口、世帯数、高齢化率、出生数について数値を申し上げます。

4年前、前関川村長が2期目を迎えた平成29年12月31日時点における村の総人口は4,708名、世帯数1,876戸、高齢化率は43.5%でありました。現在、私が村長に就任した令和3年11月30日時点ではどうかと申せば、総人口は4,269人、世帯数1,797戸、高齢化率が45.9%という状況で、人口と世帯数の減少率は、それぞれ9.3%、4.3%の減少。一方、高齢化率は、2.4ポイントの増加となっております。

また、出生数については、平成29年度25人、令和元年度13人、令和2年度18人、そして令和3年度は見込み数でございますが、17人という状況でございます。

私は今後4年間、この数値の改善に全力で取り組んでまいらなければならないとの強い決意で、そのためにも、さらなる住民福祉の充実と、村内で働く場所を拡大する施策を、強力に推進する覚悟でございます。

基本的な考え方の2点目は、麻績村との関係です。

高野麻績村長が今期での引退を表明されましたが、村長就任のあいさつで麻績村を訪れた時、また、一部事務組合等の会議でお会いした時も、さまざまな会話をいたしました。

高野村長からは、(仮称)筑北スマートインターチェンジへの期待、私からは、麻績村が進めている若者定住促進住宅の状況について、意見交換したほか、国道403号等について、筑北地域の道路改良を両村で要望活動していこうという考えで一致いたしました。

麻績村では現在、村長選挙を間近に控えておりますので、深く申し上げるわけにはいきませんが、麻績村と連携できる事業はたくさんあると考えております。新村長とも、定期的、積極的に打ち合わせを重ね、両村の交流、事業連携の強化を図ってまいります。

3点目は村の財政についてです。

村長就任後、さっそく企画財政課に「財政シミュレーション」の提示を求めました。これは今後どのような事業をするに当たっても、村の財政状況、財政見通しを的確に判断した上で、投資判断をしなければならないからです。

特に歳入面における国からの地方交付税交付金の推移、村の貯金にあたる基金残高の見通し、そして実質公債費比率の動向は重要な指標として、私は注視しております。現時点では、前関川村長が取り組まれた財政健全化により、令和2年度の実質公債費比率は4.8%まで低下しました。また、基金の大半を占める財政調整基金の残高は31億3,000万円ほどとなっております。引き続き財政健全化に取り組んでまいります。

しかしながら、住民福祉の充実、雇用の場の確保など重点施策については、費用対効果を踏まえ、適切な事業タイミングにおいて、必要かつ十分な投資を行いたいと考えております。

ので、よろしくお願いします。

基本的な考え方に続きまして、6つの選挙公約について述べさせていただきます。

1番目は、新型コロナウイルス対策でございます。

11月20日現在における接種率は、1回目が90.2%、2回目は89.4%と高い接種率にご協力をいただきました。なお18歳以上を対象とした3回目接種は令和4年2月以降を計画しており、そのための関連予算を12月補正予算で計上しております。

また、先日、国の補正予算として、6.8兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が閣議決定されました。これにより、当村へは1億円程度の交付が見込まれると予想しています。新型コロナによる家計や村内企業への打撃が長引き、消費が低迷していること、また、最近の物価高、燃料代の高騰といった生活苦を踏まえ、今年度のような生活応援商品券事業、商工業者への補助事業などを中心とした経済対策に充てたいと考えております。

2番目は、若者定住と子育て支援についてです。

学校、保育園の給食費無償化については、任期中での実現を目指します。無償化による村の財政負担は、年間で1,400万円近くが見込まれ、これを毎年継続していくための財源見通しを精査しなければならず、実施時期は私の判断とさせていただきたいと存じます。

また、若者定住については、特に若者向け住宅が不足しております。夢パレット坂北の空き部屋が4戸、空いた教員住宅、空き家バンクなどで数棟という状況でございます。宅地造成事業として売れ残っている13区画の分譲を模索しつつも、住宅供給は今後、企業誘致を推進する上で影響を及ぼすことになるため、最優先課題として取り組んでまいります。

3番目は高齢者等の安全・安心について。

私は「健康で豊かに」をスローガンに、各種の施策を実施したいと考えております。まだ構想段階でございますが、3つの案を紹介させていただきます。

1つは、筑北村は「スポーツを通じた村づくり」を推進しております。老人クラブや教育委員会とも相談し、より参加しやすい高齢者向けスポーツを広めていければと考えております。

2つ目は、温泉施設の有効活用と無料入浴券の利用促進のため、例えば温泉施設から送迎バスを出し、常会等の集会施設に集まった皆さんを乗せ、おふろと食事をしていただけるようなサービスを考えております。

3つ目は、高齢者向けスマホ、パソコン教室です。これにより、高齢者のひとり暮らしな

どへの不安解消や非常時における安否確認に役立てることができればと考えております。また通院や買い物など日常生活の中で、住民の足となる公共交通の改善は急務と感じております。来年1月より坂北荘前にバス停を追加することは決定いたしました。が、デマンドバス導入の効果を検証するとともに、利便性の向上に向けて、利用者の要望にこたえてまいります。

なお、麻績村との広域的な公共交通構築に向けては、県が主導します地域公共交通最適化サポート事業に沿って進めてまいります。

#### 4 番目、スマートインターチェンジによる産業振興と雇用。

人口減少対策として、村内において働く場所を拡大することがどうしても必要となります。工事が進んでおります仮称筑北スマートインターチェンジ周辺では、すでに1社の進出が決まっております。県内各地へのアクセスが良い、地価が安いといった立地条件に関心を寄せていただく企業様がある中で、誘致活動、住民説明、財源調整などを同時並行して取り組んでいかねばなりません。そのためにも、インターチェンジ周辺の詳細計画を策定することが第一の優先課題であります。この点につきましては、ノウハウをもった開発コンサルタントへの委託も視野に入れ、村からの投資は極力抑えるため、民間企業を巻き込んだ形で団地造成ができるよう考えているところです。

#### 5 番目の防災・減災と筑北の豊かな自然について。

課題となっております屋外スピーカーを用いた防災放送については、設備の老朽化が進んでいることから、インターネットを利用した自動配信システムと呼ばれる新しいサービスを受けるためには、設備の一斉更新が必要となります。しかし高額な投資が見込まれており、総務常任委員会の皆様とも検討して進めてまいります。

次に、豊かな自然を守る。

この原点は、なんといっても筑北村の基盤である農業の振興を図っていききたい。はぜかけ米は、村でも補助金を出しておりますが、令和2年度の申請者78人に対して、ことしは63人が申請したという状況でして、はぜかけする農家さんは減っております。残念ながら個人や集落営農に依存した耕作では、後継者不足などにより耕作困難な田畑がふえ続けている現状です。現在、筑北村における田畑の耕作面積は約680ヘクタール。このうち、法人5社による耕作面積は12%、80ヘクタールを占めております。

農業委員会の皆さまには、引き続きご尽力いただくなかで、法人のお力をかりながら農地の保全に取り組んでまいります。

さらには、ふえ続けるシカ、イノシシの獣害対策についても、予算枠を増額して対応した

いと考えております。

また、都会から訪れる人々にとって、田舎の原風景はとても魅力があるようです。農村体験、農業体験などを通じて、筑北村の緑を発信できればと考えております。

最後、6番目の公共施設等の有効活用と統廃合について。

合併して17年目を迎えます。合併当初の人口6,000人余りから、3分の2となる4,000人余りまで減少しました。ところが人口減少に応じて公共施設の数、ほぼ変わりなく維持しております。施設の経年劣化、老朽化は進む一方であり、修繕費や光熱水費、保険料、保守点検委託料など施設を維持するための費用が、村の財政を逼迫させる要因ともなっているのが実情です。

このため村では、公共施設に対する「施設マネジメント計画」を策定し、利用度が低く、かつ維持費がかかる施設を中心に、施設の洗い出しと優先順位づけを行ってまいりました。施設の有効活用や統廃合についてのご意見は、今後、議会や住民の皆様への説明を通じてご議論いただきたいと存じます。

住民福祉という面では、施設を維持するのも住民福祉でありますし、一方、施設を譲渡や売却することによって、維持管理経費が浮いた分を違う住民サービスに充てるという考え方も、住民福祉につながります。私は後者の考え方ですが、いずれにせよ、公共施設の絶対数を減らしていかなければ、筑北村の財政は厳しくなる一方です。ご理解いただけるような説明に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になります。私は、初登庁の際、役場職員への訓示の中で、「風通しの良い職場、社会情勢など変化に強い職場を目指し、明るく、元気な筑北村を築いていきましょう」と述べました。職員と一丸となって、1つひとつの施策を着実に進め、さらなる住民サービスの向上を目指して村政運営してまいりますこととお誓い申し上げ、所信といたします。

○議長（待井安登議員） 村長あいさつが終わりました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第5、同意第3号 筑北村監査委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 同意第3号 筑北村監査委員の任命についてですが、地方自治法第196条第1項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に対し優れた識見を有する者として筑北村監査委員に、筑北村西条 2504 番地2、小村忠氏、66歳を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

小村忠氏におかれましては、昭和51年12月から平成28年3月まで約40年間、本城村職員、筑北村職員として勤務され、その間、本城村教育課長、本城村交流促進センター所長、筑北村住民課長、筑北村議会事務局長などを歴任されました。

特に平成25年4月から退職までの3年間は、会計管理者として勤務し、正確な会計処理事務と、その仕事ぶりを職員からも信頼されました。これらの経歴から、財務管理、行政運営に関して優れた識見を有し、人格が高潔であり、筑北村監査委員にふさわしい方であります。

なお任期につきましては、令和3年12月7日から令和7年12月6日までとなります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、同意第3号 筑北村監査委員の任命については、原案のとおり同意されました。

---

#### ◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第6、同意第4号 筑北村教育委員会委員の任命についてを議

題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 同意第4号 筑北村教育委員会委員の任命についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育、学術及び文化に関し識見を有する者として、筑北村教育委員会委員に、筑北村坂北 5827 番地 142、一ノ瀬泰明氏、71 歳を任命したいので、議会の同意を求めるものです。

一ノ瀬氏におかれましては、立正大学を卒業後、昭和 48 年 4 月、松本電気鉄道株式会社に入社、松電バスターミナル所長やアルピコハイランドバス取締役営業本部長などを歴任されました。

平成 24 年 4 月からは、有限会社てまりバスの取締役として勤務され、昨年 9 月に退職されました。

平成 29 年 12 月から、教育委員としてご活躍をいただいております。現在、文化財調査支援員及び歴史民俗資料館運営委員会副委員長に就任されております。特に修那羅の石仏群を初めとする文化財等の保護調査などにご尽力いただき、地域の人望も厚く、教育委員にふさわしい方でありますので、同意をお願いするものです。

なお任期につきましては、令和 3 年 12 月 7 日から令和 7 年 12 月 6 日までとなります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 6 番、吉池ですけれど、私、前々から、前の議会でも申し上げたんですけれど、教育委員の委員の中に、教育関係者が筑北村は 1 人もいないということは、1 人ぐらいいたほうがいいんじゃないかということで、前々から指摘してあるわけなんですけれど、村長として教育委員会に教育関係の経験のある人がいないということについて、どのように考えるか、お聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 6 番、吉池議員のご質問にお答えいたします。

本日、教育委員会委員の任命について上程しますが、教育委員会制度については若干ご説明申し上げます。

教育委員は法により当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者のうちから、地方公共団

体の長が議会の同意を得て任命するもので、その任命に当たっては委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、保護者である者が含まれるようにするとなっております。

また、教育関係者の判断だけに偏ることなく、広く社会の常識や住民のニーズを施策に反映させる、いわゆるレイマンコントロールによる教育委員を任命しております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 言っていることはわかるんですけど、教育の関係者に偏るって、1人もいないというのは私はおかしいではないかということを言っているだけで、そういうことなら結構です。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、同意第4号 筑北村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

---

#### ◎選挙第9号

○議長（待井安登議員） 日程第7、選挙第9号 筑北村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

筑北村選挙管理委員会委員には、横山充君、細田重雄君、藤澤正文君、吉池眞君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を筑北村選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました横山充君、細田重雄君、藤澤正文君、吉池眞君、以上の方が筑北村選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、筑北村選挙管理委員会委員補充員には、山越富美登君、佐藤静子君、若林米満君、宮入豊君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を筑北村選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山越富美登君、佐藤静子君、若林米満君、宮入豊君、以上の方が筑北村選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、欠員選挙管理委員の出身地域を考慮するものとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は欠員選挙管理委員の出身地域を考慮するものと決定いたしました。

---

◎議案第67号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第8、議案第67号 筑北村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第67号 筑北村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は地方税法の一部改正により、固定資産評価審査委員会条例の改正が必要となったため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

---

◎議案第68号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第9、議案第68号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第68号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

---

◎議案第69号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第10、議案第69号 筑北村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 69 号 筑北村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、デマンドバスの利用者の拡大と村内事業所の従業員の利便性の向上を目的とし、新たに村外者の利用を認めるものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第 11、議案第 70 号 令和 3 年度筑北村一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 70 号 令和 3 年度筑北村一般会計補正予算（第 5 号）についてですが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,432 万円を追加し、予算の総額を 50 億 5,348 万 9,000 円とするものです。

歳入の主なものは、10 款地方交付税は、普通交付税額の決定に伴い 2 億 4,647 万 2,000 円を増額。

14 款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種、及び 11 月 19 日閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための経済対策に盛り込まれた子ども・子育て支援に係る現金給付分等で 3,014 万 4,000 円を増額。

15 款県支出金は、松枯れ対策に係る補助金等で 396 万 1,000 円を増額。

17 款寄附金は、ふるさと納税増加見込額 900 万円を増額し、それぞれ計上しました。

歳出の主なものは、2 款総務費は、ふるさと納税返礼品及び新型コロナウイルス対策に係るワクチン接種に係る費用、子供への給付金等で 3,455 万 7,000 円を増額。

6 款農林水産業費は、松枯損木伐採委託料及び有害鳥獣駆除委託料等で 790 万 8,000 円を増額。

7 款商工費は、温泉施設特別会計への操出金等で 748 万 7,000 円を増額。

13 款諸支出金は、財政調整基金への積立金等で 2 億 3,469 万 5,000 円を増額、それぞれ計

上いたしました。

第2表地方債補正は、事業の精査に伴い、お示しのとおり緊急自然災害防止対策事業費を290万円減額し、地方債の発行限度額を全体で4億5,389万1,000円としております。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

---

#### ◎議案第71号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第12、議案第71号 令和3年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第71号 令和3年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ135万5,000円を追加し、予算の総額を8億7,724万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、4款国庫支出金は、保険者機能強化推進及び保険者努力支援等の交付により205万円を増額します。

6款県支出金は、法定割合分38万3,000円を減額します。

7款繰入金は、システム改修等の不用額として34万7,000円を減額します。

歳出の主なものは、1款総務は、システム改修等の不用額として67万5,000円を減額します。

7款予備費は、203万円を増額します。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

---

#### ◎議案第72号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第 13、議案第 72 号 令和 3 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 72 号 令和 3 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 154 万円を減額し、予算の総額を 1 億 3,050 万円とするものです。

歳入の主なものは、1 款繰入金は、歳出充当財源として 24 万 6,000 円の増額。

3 款諸収入は、消費税の確定申告に伴う還付などで 141 万 4,000 円の増額。

4 款使用料及び手数料は、当初予算積算に対しまして 9 月までの売上減少分として 320 万円を減額するものです。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、会計年度職員の配置に伴い 59 万 6,000 円の増額。

2 款施設管理費は、施設修繕費の増額と人件費の精査に伴い 213 万 6,000 円を減額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

---

#### ◎議案第 73 号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第 14、議案第 73 号 令和 3 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 73 号 令和 3 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 188 万 7,000 円を増額し、予算の総額を 2,941 万 7,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1 款使用料及び手数料は、当初予算積算に対しまして 9 月末までの売上増加分として 45 万円を増額。

2 款繰入金は、歳出充当財源として 139 万 8,000 円の増額。

4 款諸収入は、消費税の確定申告に伴う還付で 3 万 9,000 円を増額するものです。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、消費税が還付となったことに伴い 1 万 5,000 円の減額。

2 款施設管理費は、有償サポーターを含む人件費と、燃料費高騰分などで 190 万 2,000 円を増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第 15、議案第 74 号 令和 3 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 74 号 令和 3 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 126 万 8,000 円を増額し、予算の総額を 4,997 万 6,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1 款繰入金は、使用料減分と歳出充当財源として 584 万 3,000 円を増額。 3 款使用料及び手数料は、当初予算積算に対して 9 月末までの売上減少分として 460 万円を減額。

4 款諸収入は、消費税の確定申告に伴う還付で 2 万 5,000 円を増額するものです。

歳出の主なものは、2 款施設管理費は、主に燃料費高騰分と施設修繕で 126 万 8,000 円を増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

---

#### ◎議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議

## 案第80号、議案第81号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第 16、議案第 75 号 筑北村草湯温泉保養センター冠着荘及び筑北村健康館の指定管理者の指定についてから、日程第 22、議案第 81 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定についてまでの以上 7 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 75 号 筑北村草湯温泉保養センター冠着荘及び筑北村健康館の指定管理者の指定について、議案第 76 号 筑北村社会福祉会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定について、議案第 77 号 筑北村本城生産物直売施設ふるさと館の指定管理者の指定について、議案第 78 号 筑北村坂北食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定について、議案第 79 号 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOXの指定管理者の指定について、議案第 80 号 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの指定管理者の指定について、議案第 81 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定について。

筑北村草湯温泉保養センター冠着荘は、平成 25 年 4 月から指定管理者制度を導入し、民間企業による運営を行いましたが、平成 29 年 6 月より村直営で運営しております。豊富な経験や高い専門知識を有する事業者による効果的、効率的な管理運営をもって地域住民の福祉向上や誘客の促進を図るため、隣接する筑北村健康館を含め指定管理者の募集を開始し、2 社から応募がありましたが、1 社については書類に不備があり、失格といたしました。

令和 3 年 11 月 24 日の公の施設の指定管理者選定委員会にて、プレゼンテーションと審査を行い、学校法人光和学園を指定管理者候補といたしました。

期間につきましては、令和 4 月から 3 年間とし、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会議決をお願いするものです。

また、その他の 8 施設につきましては、この 3 月末をもって指定管理者の期間が満了となります。

4 月 1 日からの指定管理者につきましては、村の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者選定委員会にて審議をし、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会議決をお願いするものです。

冠着荘、健康館を除く 8 施設の指定管理者の選定に当たりましては、住民の平等利用を確保することができること、管理にかかる経費の縮減が図られること、施設管理を安定して行

う業務遂行能力を有していること等の基準に照らし合わせて審査をした結果、現在、指定を  
させていただいているそれぞれの団体を引き続き指定管理者候補といたしました。

指定の期間は、運営状況のチェックを強化すること、村にとって有利な指定管理者を選定  
しやすくするため、従来どおり3年といたしました。

詳細につきましては、委員会にてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願  
いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

なお今後の予定は、本日この後、午前10時ちょうどから総務常任委員会を開催します。ま  
た8日水曜日午前9時から総務常任委員会所管について、午後1時から社会文教常任委員会  
所管について、9日木曜日午前9時から建設産業常任委員会所管について、それぞれ該当す  
る担当課長並びに職員の方に説明をお願いいたします。

なお説明会場は議場で行います。

13日月曜日は、午前9時から、定例会本会議第2日目、一般質問を行います。

14日火曜日は、午前9時から、定例会本会議第3日目、一般質問予備日、議案審議、採決  
を行います。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（待井安登議員） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時49分